

令和4年12月16日

嘉麻市教育委員会 殿

嘉麻市学校給食運営審議会

会 長 坂 田 子 穂

学校給食費について

嘉麻市学校給食運営審議会は、令和4年12月14日に嘉麻市教育委員会から「学校給食費について」の諮問を受け、鋭意審議を行い、今回、次のとおりとりまとめましたので答申します。

学校給食費について
(答申)

令和4年12月

嘉麻市学校給食運営審議会

目 次

| | |
|--------------------|---|
| ○ はじめに | 1 |
| ○ 審議結果 | |
| 1. 学校給食費について | 2 |
| (1) 学校給食の現状 | |
| (2) 統一献立による給食実施の課題 | |
| 2. 協議内容 | 3 |
| (1) 主な質問 | |
| (2) 主な意見 | |
| 3. 審議結果 | 3 |
| ○ おわりに | 4 |
| ○ 資料 | |
| ・ 諮問文 | 5 |
| ・ 審議会条例 | 7 |
| ・ 審議会条例施行規則 | 8 |
| ・ 審議会委員名簿 | 9 |

○ はじめに

嘉麻市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）は、令和4年12月14日に嘉麻市教育委員会から、次の事項について諮問を受けました。

◎学校給食費について

本審議会は、審議委員を市立小・中学校のPTA代表者4名、市立小・中学校長の代表者4名、栄養教諭2名、学識経験者2名、以上12名の委員にて構成することにより、審議の中に広く市民の意見を反映するとともに専門的事項も協議できるものとなっています。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的とし、栄養バランスのとれた安心・安全な食事を提供しなければなりません。

令和4年度から嘉麻市内の統一献立を実施する中、現在、センター方式で調理を行なっている稲築地区の小・中学校においては、給食単価の違いからデザートを提供回数を減らす等の調整が必要となっております。

令和5年度から義務教育学校が開校となり、稲築地区においても自校式給食が実施されることから、市内統一献立の完全実施が望ましいと考えます。

本答申は、市内の児童生徒に対し、統一献立による同じ内容の給食の実施に向け、学校給食費を統一することに対しての審議会での議論の結果をまとめたものであり、これまで同様、安心・安全な学校給食が提供されることを期待します。

○ 審議結果

1. 学校給食費について

(1) 学校給食の現状

嘉麻市では、文部科学省において定められた学校給食で摂取すべき栄養価をもとに検討を行い、平成29年度に学校給食費の改定を行なった。

その時点においては、嘉麻市の学校給食は地区によりパン給食と米飯給食の実施回数に差があったため、市内の献立は統一されておらず、給食施設の状況により、基準献立を各地区において変更し、実施していた。

令和4年1月から市内のパン給食と米飯給食の実施回数を統一したことにより、市内の児童生徒の同じ内容の給食をとの思いから、令和4年度から市内統一献立を実施している。

(2) 統一献立による給食実施の課題

令和4年度から市内統一献立を実施した結果、稲築地区については給食単価が1食あたり10円低いことで、食材の内容を変更するなどの対応により、価格の調整を行なっている。さらに差額の調整できない分についてはデザートの提供回数を減らすなどの対応を余儀なくしている。

市内統一献立を実施する上で、デザートの提供回数を減らすことは望ましいものではないが、徴収する学校給食費に差がある以上、食材内容の変更のみでは対応できない。

(3) 自校方式の学校給食費への統一

平成29年度に改定した学校給食費は、子どもたちの健全な成長に必要な栄養価から算出された額であり、近年の物価高騰のなか、基準となる賄材料費の中で、献立の工夫によりこれまで同様の学校給食の質を維持している。

令和5年度から稲築地区の学校においても、自校方式での給食が実施されることから、市内で栄養バランスを考慮した同じ内容の給食を提供するためには、稲築地区においては児童生徒の保護者負担が月額160円の増額をすることとなるが、自校方式の学校給食費に統一することが望ましい。

2. 協議内容

(1) 主な質問

(統一献立について)

Q 1. 市内統一献立の実施後も、これまでどおり子どもたちが楽しみにしている希望献立は実施されるのか。

A 1. 統一献立は今年度からすでに実施されており、希望献立についても、これまでどおり実施している。また、今後も実施予定である。

(学校給食費統一の周知について)

Q 2. 学校給食費が変更になることに対して、保護者への周知はどのように行うのか。

A 2. 学校給食費については、「嘉麻市学校給食管理運営に関する規則」に定められており、答申による審議会の意見をもとに規則の改正を行った後、学校を通じて、文書にて保護者に通知する。

(2) 主な意見

- ・ 学校給食費が違うことで、稲築地区のデザート回数が少なかったことは知らなかった。

3. 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「学校給食費について」に関して、次のとおり答申します。

本審議会としては、嘉麻市の児童生徒に対し、統一献立を提供するにあたり、令和5年度に稲築地区の学校が自校方式での給食を実施するタイミングで、他地区と同様の自校方式の学校給食費に合わせることが望ましいと考える。

○ おわりに

嘉麻市学校給食運営審議会では、令和4年12月14日、審議委員12名により慎重かつ熱心な審議が行われました。

審議の過程では、「学校給食の現状」「統一献立による給食実施の課題」「自校方式の学校給食費への統一」をもとに議論が行われました。

市内で統一の献立を実施し、同じものを食すにあたっては、負担する給食費に差があることは好ましい状態ではなく、令和5年度の義務教育学校の開設に伴い、稲築地区においても自校方式での給食が提供されるタイミングで、市内の学校給食費の統一を行うことが望ましいと結論付けました。

近年の物価高騰の中、現在の自校方式の学校給食費の範囲で、これまで同様の給食を提供できるよう献立作成において、十分な工夫がなされています。

稲築地区においても、自校方式の学校給食費とすることで、嘉麻市の子どもたちに対し、同じ内容の安心・安全でおいしい給食が提供されることを願うものであります。

諮問文

4 嘉学教第2195号
令和4年12月14日

嘉麻市学校給食運営審議会 会長 殿

嘉麻市教育委員会
教育長 木本 寛昭

学校給食費について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

嘉麻市では、小・中学校13校で完全給食を実施しており、令和5年度には3つの義務教育学校が開校し、稲築地区についても自校方式での給食が開始されます。

給食費については、平成29年度に改定を行いましたが、その際、児童生徒の給食費については消費税増税までの経過措置として助成額を引き上げ、改定前の給食費を納入することとしております。

現行の給食費は稲築地区とその他の地区で給食費に差を設けております。

稲築地区はこれまでセンター方式の給食であり、大量調理により食材費の価格が抑えられていたこと、また、市の基準献立を調整した給食を実施していたことにより、自校式に比べ、1食単価を10円程度抑えておりました。

しかしながら、令和4年1月に市内の週当たりのパンの回数を統一したことにより、令和4年度から市内統一献立を実施した結果、稲築地区については、給食単価が低いため、デザート回数を減らす、使用食材を変更するなどの対応が必要になっております。

つきましては、令和5年度から稲築地区においても自校方式での給食が開始されることに合わせ、統一献立の実施を踏まえて、市内統一の給食費となるよう見直し検討が必要になっております。

本教育委員会は下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問させていただきます。

貴審議会におかれましては、保護者並びに近隣他市等の状況を十分に勘案して、慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校給食費の統一について

学校給食費の統一に関する資料

【現在の給食費】

※年間 190 回実施

| 小学校 | 年間 賄材料費 | 一食 単価 | | 月額給食費 | 年間 支払額 | 補助額 (年間) |
|--------------------|------------|----------|----|---------|-----------|-------------|
| 自校方式 (山田・碓井・嘉穂) | 47,400 円 | 250 円 | 児童 | 3,640 円 | 40,040 円 | 7,360 円 |
| | | | 職員 | 3,950 円 | 47,400 円 | |
| センター方式 (稲築) | 45,600 円 | 240 円 | 児童 | 3,480 円 | 38,280 円 | 7,320 円 |
| | | | 職員 | 3,800 円 | 45,600 円 | |

※児童は年 11 回払い、職員は年 12 回払い

| 中学校 | 年間 賄材料費 | 一食 単価 | | 月額給食費 | 年間 支払額 | 補助額 (年間) |
|--------------------|------------|----------|----|---------|-----------|-------------|
| 自校方式 (山田・碓井・嘉穂) | 57,000 円 | 300 円 | 児童 | 4,540 円 | 49,940 円 | 7,060 円 |
| | | | 職員 | 4,750 円 | 57,000 円 | |
| センター方式 (稲築) | 55,200 円 | 290 円 | 児童 | 4,380 円 | 48,180 円 | 7,020 円 |
| | | | 職員 | 4,600 円 | 55,200 円 | |

※児童は年 11 回払い、職員は年 12 回払い

【給食費変更額】 稲築地区

| | | 現在 | 変更後 | |
|-----|----|---------|---------|---------------------------|
| 小学校 | 児童 | 3,480 円 | 3,640 円 | 月額 160 円 (年間 1,760 円) 値上げ |
| | 職員 | 3,800 円 | 3,950 円 | 月額 150 円 (年間 1,800 円) 値上げ |
| 中学校 | 生徒 | 4,380 円 | 4,540 円 | 月額 160 円 (年間 1,760 円) 値上げ |
| | 職員 | 4,600 円 | 4,750 円 | 月額 150 円 (年間 1,800 円) 値上げ |

【近隣自治体の給食費】

| | | 年間 賄材料費 | 一食 単価 | 月額給食費 (児童生徒) | 年間 支払額 | 補助額 (年間) |
|------------------|-----|------------|----------|-----------------|-----------|----------------------|
| 飯塚市 (年 185 回) | 小学校 | 44,110 円 | 238 円 | 4,010 円 | 44,110 円 | 補助なし |
| | 中学校 | 53,130 円 | 287 円 | 4,830 円 | 53,130 円 | |
| 桂川町 (年 185 回) | 小学校 | 46,200 円 | 250 円 | 4,100 円 | 45,100 円 | 児童生徒のみ 1,100 円 |
| | 中学校 | 55,000 円 | 297 円 | 4,900 円 | 53,900 円 | |
| 田川市 (年 183 回) | 小学校 | 45,210 円 | 247 円 | 4,110 円 | 45,210 円 | ※7 月以降職員 月額+220 円 |
| | 中学校 | 52,360 円 | 286 円 | 4,760 円 | 52,360 円 | ※7 月以降職員 月額+270 円 |

審議会条例

嘉麻市学校給食運営審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校給食の運営に関し必要な事項について調査し、審議する。

- (1) 学校給食の運営に関する事項
- (2) その他学校給食に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小中学校のPTAの代表 4人以内
- (2) 市立小中学校長の代表 4人以内
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員 2人以内
- (4) 学識経験者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

審議会条例施行規則

嘉麻市学校給食運営審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市学校給食運営審議会条例（平成20年嘉麻市条例第5号）第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規定（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともにかけたときは教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席当)

第4条 審議会は必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年6月26日から適用する。

審議会委員名簿

令和4年12月14日現在

嘉麻市学校給食運営審議会委員名簿

| 委員名 | 選出範囲 | 所属名 | 氏名 |
|-------|----------------|---------|-------|
| 審議会委員 | PTAの代表 | 上山田小 | 大田 一樹 |
| | | 稲築東小 | 松崎 健児 |
| | | 碓井中 | 大山 晴美 |
| | | 嘉穂小 | 平嶋 祐介 |
| | 校長会代表 | 下山田小 | 石場 広規 |
| | | 稲築東小 | 坂田 子穂 |
| | | 碓井中 | 坂田 続穂 |
| | | 嘉穂中 | 塘田 章雄 |
| | 栄養教諭 学校栄養職員 | 稲築西小 | 中岡 令子 |
| | | 上山田小 | 圓口 睦子 |
| | 学識経験者 | 嘉麻市議会 | 豊田 一元 |
| | | 筑豊教育事務所 | 矢野 沙織 |